

世田谷区公報

目次

規 則

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4)……………2
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(5)……………2
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(6)……3
- 世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則(7)……………3
- 世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(8)……3
- 世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(9)……………3
- 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則(10)……………3
- 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(11)……………3
- 世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(12)……………3

訓 令 甲

- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程の一部改正(1)……………4

告 示

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(37)……………4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(38)……………4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(39)……………4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(40)……………4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(41)……………4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(42)……………4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(43)……………4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(44)……………4

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(45)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(46)……5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(47)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(48)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(49)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(50)……5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(51)……………5
- 令和7年4月1日世田谷区告示第278号の一部を訂正する告示(52)……5
- 令和7年4月1日世田谷区告示第279号の一部を訂正する告示(53)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(54)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(55)……5
- 令和8年第1回世田谷区議会定例会招集の告示(56)……………6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(57)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(58)……6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(59)……6
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(60)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(61)……6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(62)……6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(63)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(64)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(65)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(66)……7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(67)……7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(68)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(69)……………7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(70)……7
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(71)……………7
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(72)……………7

- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(73)……………7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(74)……7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(75)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(76)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(77)……8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(78)……………8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(79)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(80)……8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(81)……………8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(82)……………8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(83)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(84)……8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(85)……………9

公 告

- 土地収用法に基づく事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付に伴う当該書類の縦覧の公告(4)……9
- 世田谷区立障害者福祉施設条例に基づく世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定の公告(5)……9
- 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例に基づく世田谷区立身体障害者自立体験ホームの指定管理者の指定の公告(6)……………9
- 世田谷区立知的障害者生活寮条例に基づく世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者の指定の公告(7)……………9
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事業計画縦覧の公告(8)……………10
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(9)……………10
- 都市計画法に基づく都市計画決定案縦覧の公告(10)……………10
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(11)……………10
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(12)……………10
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(13)……………10
- 都市計画法に基づく開発行為に関

世田谷区公報

する工事の完了公告(14)……………11

○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(15)……………11

告 示(教)

○世田谷区文化財保護条例に基づく登録有形文化財の登録の告示(2)……………11

○世田谷区文化財保護条例に基づく登録有形文化財の登録及び指定有形文化財の指定の告示(3)……………11

○世田谷区立梅丘図書館の供用開始の告示(4)……………11

告 示(選)

○令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(12)……………11

○令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の一部を変更する告示(13)……………11

○令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(14)……………11

○令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者職務代理者の一部を変更する告示(15)……………11

○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示(16)……………11

○公職選挙法に基づく選挙人名簿登録の告示(17)……………11

告 示(農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(2)……………11

規 則

次に掲げる規則を公布する。
 令和8年2月27日
 世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第4号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第5号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第6号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第7号

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第8号

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第9号

世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第10号

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第11号

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第12号

世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 公民権行使等休暇
- (4) 不妊治療のための休暇
- (5) 妊娠出産休暇
- (6) 妊娠症状対応休暇

- (7) 母子保健健診休暇
- (8) 妊婦通勤時間
- (9) 育児時間
- (10) 出産支援休暇
- (11) 慶弔休暇
- (12) 災害休暇
- (13) 夏季休暇
- (14) 子の看護等休暇
- (15) 短期の介護休暇

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病気休暇に係る給与の減額の免除は、1会計年度当たり、病気休暇を開始する日から起算して当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数、1月の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じて別表第1に定める日数(同表において「有給日数」という。)を限度とする。

第16条中「別表に」を「別表第2に」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「2分の1日とし、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては3分の1日」を「、2分の1日」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条第3項中「、部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休業により勤務しない時間(第24条において「部分休業等により勤務しない時間」という。)」を削り、「第1項の換算した」を「同項の換算した」に改める。

第23条の2第1項第6号中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。))」に改め、同項第7号中「子育て部分休業」を「会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2第1項に規定する子育て部分休業(以下「子育て部分休業」という。))」に、「在職した」を「勤務した」に改め、同条第4項中「部分休業又は子育て部分休業」を「部分休業、子育て部分休業又は病気休暇」に改める。

第24条中「部分休業等により勤務しない時間」を「私事欠勤等の取扱いを受けた時間」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1(第8条関係)

1週間の勤務日数	1月の勤務日数	1年間の勤務日数	有給日数
5日	17日以上	217日以上	10日
4日	15日以上16日以下	169日以上216日以下	7日
3日	11日以上14日以下	121日以上168日以下	5日
2日	7日以上10日以下	73日以上120日以下	3日
1日	4日以上6日以下	48日以上72日以下	1日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次の

ように改正する。

付則に次の1項を加える。

4 当分の間、第6号の11様式による特別徴収票については、第5条の2第1項の規定にかかわらず、区長に提出することを要しない。
 第13号様式中「納入額」を「納付額」に

改める。

第13号の2様式を次のように改める。
 様式省略

附 則

1 この規則中付則に1項を加える改正規定は公布の日から、第13号様式及び第13号の2様式の改正規定は令和8年3月1

日から施行する。

2 この規則による改正後の付則第4項の規定は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用し、同日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「身体障害者手帳情報」を「障害者手帳情報」に、「加入医療保険者に対し所得区分情報を確認し」を「マイナンバーを用いた情報連携により医療保険情報を照会し」に改める。

第1号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第1号の2の2の2様式中「身体障害者手帳情報」を「障害者手帳情報」に、「加入医療保険者に対し所得区分情報を確認し」を「マイナンバーを用いた情報連携により医療保険情報を照会し」に改める。

第1号の2の4様式を次のように改める。

様式省略

第1号の2の5様式裏面以外の部分中「身体障害者手帳情報」を「障害者手帳情報」に、「加入医療保険者に対し所得区分情報を確認し」を「マイナンバーを用いた情報連携により医療保険情報を照会し」に改める。

附則

1 この規則は、令和8年3月2日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2の2の2様式及び第1号の2の5様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号の2様式及び第1号の2の4様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)及び小児慢性特定疾病医療費助成対象者証明書は、この規則による改正後の第1号の2様式及び第1号の2の4様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)及び小児慢性特定疾病医療費助成対象者証明書とみなす。

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則(平成30年3月世田谷区規則第63号)の一部を次のように改正する。

第7号様式中「番 号
年 月 日」を「年
月 日」に改める。

附則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和7年9月世田谷区規則第119号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項その他の」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(令和2年3月世田谷区規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4号様式、第5号様式第1面、第14号様式及び第17号様式裏面以外の部分中「印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成12年9月世田谷区規則第127号)の一部を次のように改正する。

第8号の3様式を次のように改める。

様式省略

第9号の2様式裏面以外の部分中「ごろ」を「頃」に改め、同様式裏面中「10 EV M 11 PAS 12 CS 13 DLM 14 BDQ 15 その他()」を「10 PAS 11 CS 12 DLM 13 BD Q 14 その他()」に、「15まで」を「14まで」に、「為」を「ため」に、「喉(こう)頭粘液」を「喉頭粘液」に改める。

第10号の2様式裏面以外の部分中「EB LVFX KM TH EVM」を「EB LVFX KM TH PAS」に、「PAS CS DLM BD Q」を「CS DLM BDQ」に改める。

第10号の3様式裏面以外の部分を次のように改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第9号の2様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第26号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年8月世田谷区規則第64号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に、「容積率」を「容積率等」に改め、同条第1項中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条第1項中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「第52条第2項」を「第76条の30第2項」に改める。

第4条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に、「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改める。

第5条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に、「第50条の除却」を「第76条の28の除却等」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「世田谷区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「世田谷区マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に改める。

附則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第1号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程(平成14年8月世田谷区訓令甲第27号)の一部を次のように改正する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

第6条の見出し中「稼働等」を「稼働」に改め、同条第1項を次のように改める。

コミュニケーションサーバの稼働時間は、あらかじめ、セキュリティ責任者が指定した時間とする。

第6条第2項中「時間」を「規定により指定した稼働時間」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

操作者は、次に掲げる者のうち、端末機管理責任者が指定した者とする。

- (1) 総合支所区民課の職員
- (2) 出張所の職員
- (3) まちづくりセンター(太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターを除く。)の職員
- (4) DX推進担当部DX推進担当課の職員
- (5) 地域行政部住民記録・戸籍課の職員
- (6) 地域行政部マイナンバー担当課の職員
- (7) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)別表第2若しくは別表第4の下欄に掲げる事務又は世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月世田谷区条例第36号)別表第1の右欄に掲げる事務を処理する課の職員
- (8) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第1項の規定に基づき、世田谷区の特定の事務を取り扱う郵便局として指定した郵便局に属する日本郵便株式会社の者

告示

◎世田谷区告示第37号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 34-G090
- 2 変更の区間 世田谷区中町五丁目34番5の内
- 3 変更の区域
延長 4.53メートル
幅員 0.50メートル
面積 2.26平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和8年2月2日

◎世田谷区告示第38号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第39号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第40号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第41号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和8年2月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 株式会社ジンターゼ
- 2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区祖師谷五丁目1番

- 2号 相談支援事業所ジンターゼ
- 3 事業所の名称 相談支援事業所ジンターゼ
- 4 事業所の所在地 東京都世田谷区祖師谷一丁目8番16号ラ・トゥール祖師谷3階
- 5 事業所番号 1331205003
- 6 事業の種類 特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 精神障害者
- 8 指定の年月日 令和8年2月1日

◎世田谷区告示第43号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和8年2月3日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名 特別区道
- 2 指定区間 世田谷区松原四丁目2番先から世田谷区松原四丁目1番先まで
- 3 指定年月日 令和8年2月3日

◎世田谷区告示第44号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和8年2月3日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名 特別区道
- 2 指定区間 世田谷区岡本一丁目14番先から世田谷区岡本一丁目22番先まで
- 3 指定年月日 令和8年2月3日

◎世田谷区告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区若林三丁目231番22の内
 (2) 世田谷区若林三丁目231番22の内から231番20まで

3 変更の区域
 (1) 延長 7.07メートル
 幅員 1.06メートルから1.07メートルまで
 面積 7.66平方メートル
 (2) 延長 18.21メートル
 幅員 0.93メートルから1.21メートルまで
 面積 22.58平方メートル

◎世田谷区告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見三丁目4204番1の内から4204番2まで
- 3 変更の区域
延長 23.65メートル
幅員 0.61メートルから0.63メートルまで
面積 14.75平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月6日

◎世田谷区告示第47号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G031
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目665番25の内
- 3 変更の区域
延長 5.25メートル
幅員 0.64メートルから0.67メートルまで
面積 3.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月6日

◎世田谷区告示第48号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を

次のように変更する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G031
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目665番25の内
- 3 変更の区域
延長 0.05メートル
幅員 0.67メートル
面積 0.03平方メートル

◎世田谷区告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
45-43
- 2 変更の区間
世田谷区砧五丁目149番1の内
- 3 変更の区域
延長 8.17メートル
幅員 0.19メートル
面積 1.58平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月6日

◎世田谷区告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区松原三丁目881番23の内
(2) 世田谷区松原三丁目881番23の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 7.03メートル
 幅員 0.63メートル
 面積 4.49平方メートル
(2) 面積 1.72平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月6日

◎世田谷区告示第51号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G069
- 2 廃止する起終点
世田谷区世田谷一丁目272番8地先無番から277番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和8年2月6日

◎世田谷区告示第52号

令和7年4月1日世田谷区告示第278号の一部を次のように訂正する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

告示中「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に訂正する。

◎世田谷区告示第53号

令和7年4月1日世田谷区告示第279号の一部を次のように訂正する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

告示中「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に訂正する。

◎世田谷区告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 42-30
(3) 42-30
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区南烏山六丁目1788番16の内
(2) 世田谷区南烏山六丁目1788番16の内
(3) 世田谷区南烏山六丁目1788番16の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 3.39メートル
 幅員 0.17メートルから0.27メートルまで
 面積 0.73平方メートル
(2) 延長 6.23メートル
 幅員 0.18メートル
 面積 1.16平方メートル
(3) 面積 0.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月9日

◎世田谷区告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目501番7の内
- 3 変更の区域
延長 10.44メートル
幅員 0.26メートルから
0.30メートルまで
面積 2.83平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月9日

◎世田谷区告示第56号

令和8年第1回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和8年2月9日

世田谷区長 保坂展人

記

- 1 招集する年月日
令和8年2月18日(水)午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第57号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年2月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号
第2960号
- 2 指定変更年月日
令和8年2月6日
- 3 指定変更の位置
世田谷区若林三丁目121番1の一部
- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の指定変更の延長
4.02メートル
- 6 申請者氏名
佐々木 綾子

◎世田谷区告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区成城三丁目1293番8の内
- 3 変更の区域
延長 10.91メートル
幅員 0.63メートル
面積 6.95平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年2月10日

◎世田谷区告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目900番6の内
- 3 変更の区域
延長 2.94メートル
幅員 0.29メートルから
0.31メートルまで
面積 0.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月10日

◎世田谷区告示第60号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和8年2月10日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目974番27
- 3 変更の区域
延長 9.48メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.79平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月12日

◎世田谷区告示第62号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区砧五丁目151番13

3 変更の区域

- 延長 7.88メートル
- 幅員 0.63メートルから
0.65メートルまで
- 面積 5.11平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年2月12日

◎世田谷区告示第63号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
21-Z044
- 2 区間
世田谷区松原一丁目549番3地先無番から548番3地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和8年2月13日

◎世田谷区告示第64号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
(1) 21-Z117
(2) 21-Z118
- 2 区間
(1) 世田谷区松原一丁目548番9地先無番から523番13地先無番まで
(2) 世田谷区松原一丁目523番11地先無番から548番8地先無番まで
- 3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第65号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G092
- 2 廃止する起終点
世田谷区三宿一丁目161番3地先無番
- 3 廃止の期日
令和8年2月13日

◎世田谷区告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区鎌田二丁目239番53の内
- 3 変更の区域
延長 9.10メートル
幅員 0.18メートルから
0.21メートルまで
面積 1.81平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月17日

◎世田谷区告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢四丁目84番9の内
- 3 変更の区域
延長 6.52メートル
幅員 0.63メートル
面積 4.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月17日

◎世田谷区告示第68号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
楽天堂リハビリ
デイサービス香
取
- 2 事業所の所在地
千葉県香取市大
崎214
- 3 事業者の名称
株式会社楽天堂
- 4 廃止届受理年月日
令和8年1月26
日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所
介護

◎世田谷区告示第69号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D412-09
- 2 変更の区間
世田谷区砧六丁目135番71
- 3 変更の区域
延長 7.24メートル
幅員 0.29メートルから
0.37メートルまで
面積 2.41平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月18日

◎世田谷区告示第70号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
Mケアサービス
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区
太子堂二丁目1
番9号
- 3 事業者の名称
株式会社M I Y
A J I
- 4 廃止届受理年月日
令和8年2月10
日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第71号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号
第2961号
- 2 指定変更年月日
令和8年2月12日
- 3 指定変更の位置
世田谷区南烏山五
丁目609番7、609
番20の一部、612番
11、613番5、613
番6の一部、613番
7の一部、613番8、
613番9、613番12
の一部、613番13の
一部、613番14、613
番15、613番16、615
番6の一部、615番
8及び615番12
- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の延長
55.11メートル
- 6 申請者氏名
東京都知事 小池
百合子

◎世田谷区告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及

び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
玉川田園調布会
- 2 区域
世田谷区玉川田園調布一丁目及び
玉川田園調布二丁目全域
- 3 主たる事務所
東京都世田谷区玉川田園調布一丁
目9番12号
- 4 代表者の氏名及び住所
長沼 雅子
東京都世田谷区玉川田園調布一丁
目17番13号
- 5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
藤井 裕史
東京都世田谷区玉川田園調布二
丁目16番20号

◎世田谷区告示第73号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和8年2月18日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区粕谷二丁目12番先から世
田谷区粕谷二丁目11番先まで
- 3 指定年月日
令和8年2月18日

◎世田谷区告示第74号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年2月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
株式会社メディ
カル・ハンブ
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区
上祖師谷一丁目
37番7号グリー
ンハイム烏山B
号棟103号室
- 3 事業者の名称
株式会社メディ
カル・ハンブ
- 4 廃止届受理年月日
令和8年2月10
日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第75号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2

世田谷区公報

項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-G326
- 2 変更の区間
世田谷区鎌田一丁目208番1の内
- 3 変更の区域
延長 11.28メートル
幅員 0.25メートルから
0.27メートルまで
面積 2.95平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月20日

◎世田谷区告示第76号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D323-10
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川二丁目24番13
- 3 変更の区域
延長 8.90メートル
幅員 0.51メートルから
0.52メートルまで
面積 4.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月20日

◎世田谷区告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区野毛二丁目292番6の内
- 3 変更の区域
延長 14.42メートル
幅員 0.25メートルから
0.27メートルまで
面積 3.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月20日

◎世田谷区告示第78号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3

月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和8年2月20日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第79号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D358-11
- 2 変更の区間
世田谷区野沢一丁目15番36の内
- 3 変更の区域
延長 6.04メートル
幅員 0.63メートルから
0.66メートルまで
面積 3.92平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月24日

◎世田谷区告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目24番31地先無番
- 3 変更の区域
延長 4.52メートル
幅員 0.60メートル
面積 2.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和8年2月25日

◎世田谷区告示第81号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G035
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区桜新町一丁目24番26地先無番から24番7地先無番

- 3 廃止の期日
令和8年2月25日

◎世田谷区告示第82号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和8年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G035-01
- 2 指定する起終点
世田谷区桜新町一丁目24番26地先無番から24番32地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第83号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
優っくりデイサービス喜多見
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区喜多見三丁目10番15号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人奉優会
- 4 廃止届受理年月日
令和8年2月9日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
33-55
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2045番50から2045番48まで
- 3 変更の区域
延長 15.66メートル
幅員 0.16メートルから

<p>0.18メートルまで 面積 2.70平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年2月26日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第85号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和8年2月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年2月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 32-E009-01</p> <p>2 変更の区間 世田谷区深沢三丁目6番315の内から6番314の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 6.34メートル 幅員 1.01メートルから1.04メートルまで 面積 6.53平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年2月27日</p>	<p>公 告</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第4号 国土交通省関東地方整備局長から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第24条第1項の規定による事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。 なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第23条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局長に土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第4条に規定する公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条第1項の規定により、東京都知事に意見書を提出することができる。当該意見書は、東京都知事から国土交通省関東地方整備局長あて送付される。 令和8年2月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 起業者の名称 東京都</p> <p>2 事業の種類 主要地方道第三百十二号白金台町等々力線(目黒通り)改築工事及び</p>	<p>主要地方道第十一号大田調布線(多摩堤通り)改築工事並びに川崎市道宮内新横浜線改築工事(等々力大橋(仮称)関連)</p> <p>3 起業地 イ 収用の部分 東京都世田谷区玉堤二丁目、野毛一丁目及び野毛二丁目地内 ロ 使用の部分 なし</p> <p>4 縦覧場所 世田谷区道路・交通計画部道路計画課</p> <p>5 縦覧期間 令和8年2月6日から令和8年2月20日まで</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第5号 世田谷区立障害者福祉施設条例(平成19年12月世田谷区条例第64号)第14条第4項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和8年2月6日 世田谷区長 保坂展人</p>
--	---	---

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立はほえみ経堂	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立すまいる梅丘	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立三宿つくしんぼホーム	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	東京都世田谷区三宿二丁目30番9号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	社会福祉法人泉会	東京都世田谷区岡本二丁目33番23号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	社会福祉法人泉会	東京都世田谷区岡本二丁目33番23号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
世田谷区立梅丘ウッドベッカーの森	特定非営利活動法人ウッドベッカーの森	東京都世田谷区松原六丁目4番1号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

◎世田谷区公告第6号
世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例(平成10年12月世田谷区条例第59号)第35条第4項の規定により、世田谷区立身体障害者自立体験ホームの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。
令和8年2月6日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立身体障害者自立体験ホームなかまっち	特定非営利活動法人つどい	東京都世田谷区砧四丁目25番2号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

◎世田谷区公告第7号
世田谷区立知的障害者生活寮条例(平成4年11月世田谷区条例第65号)第29条第4項の規定により、世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。
令和8年2月6日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立松原けやき寮	社会福祉法人せたがや檜の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

世田谷区公報

◎世田谷区公告第8号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域
北烏山みむね
東京都世田谷区北烏山三丁目1188番1の一部、1188番4、1188番8、1188番45及び1352番9
- 2 縦覧の開始の日
令和8年2月17日
- 3 縦覧の場所
世田谷区都市整備政策部居住支援課
- 4 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画公園 世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区梅丘三丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部公園整備活用推進課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和8年2月18日から同年3月4日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第10号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出

することができる。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画下高井戸駅周辺地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各内地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和8年2月18日から同年3月4日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第11号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
第3種高度地区
世田谷区松原三丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各内地内
19m第2種高度地区
世田谷区松原三丁目地内
追加する部分
第3種高度地区
世田谷区松原三丁目地内
25m第2種高度地区
世田谷区松原三丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和8年2月18日から同年3月4日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第12号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいの

で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
準防火地域
世田谷区松原三丁目地内
追加する部分
防火地域
世田谷区松原三丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和8年2月18日から同年3月4日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第13号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和8年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区松原三丁目、松原四丁目、赤堤四丁目及び赤堤五丁目各内地内
- 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和8年2月18日から同年3月4日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区北沢総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第14号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和8年2月20日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上用賀五丁目66番3の一部	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村徹 東京都新宿区新宿一丁目8番5号 室町不動産クリエイティブ株式会社 代表取締役 小島正嗣

◎世田谷区公告第15号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。
令和8年2月26日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業第30号羽根木公園
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称
世田谷区
- 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第2号
世田谷区文化財保護条例(昭和52年4月世田谷区条例第15号)第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録有形文化財とする。
令和8年2月5日
世田谷区教育委員会

- 登録の名称及び員数
勝光院の木造観音菩薩立像 一軀
- 登録の種類
世田谷区登録有形文化財(絵画・彫刻)
- 所在の場所

東京都世田谷区桜一丁目26番35号
4 所有者
東京都世田谷区桜一丁目26番35号
宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子

◎世田谷区教育委員会告示第3号
世田谷区文化財保護条例(昭和52年4月世田谷区条例第15号)第8条第1項の規定に基づき、次のものを世田谷区登録有形文化財とし、同条例第20条第1項の規定に基づき世田谷区指定有形文化財とする。
令和8年2月5日
世田谷区教育委員会

- 登録及び指定の名称、員数
勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像 一軀
- 登録の種類
世田谷区登録有形文化財(絵画・彫刻)
- 指定の種類
世田谷区指定有形文化財(絵画・彫刻)
- 所在の場所
東京都世田谷区桜一丁目26番35号
- 所有者
東京都世田谷区桜一丁目26番35号
宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子

◎世田谷区教育委員会告示第4号
次の世田谷区立図書館は、令和8年2月8日から供用を開始する。
令和8年2月6日
世田谷区教育委員会

- 名 称
世田谷区立梅丘図書館
- 位 置
東京都世田谷区代田四丁目38番10号

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第12号
令和8年1月27日世田谷区選挙管理委員会告示第8号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。
令和8年2月3日
世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第13号
令和8年1月27日世田谷区選挙管理委員会告示第7号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。
令和8年2月5日
世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第14号
令和8年1月27日世田谷区選挙管理委員会告示第8号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。
令和8年2月5日

世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第15号
令和8年1月27日世田谷区選挙管理委員会告示第7号にて告示した投票管理者職務代理者の一部を次のとおり変更した。
令和8年2月7日
世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第16号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
令和8年2月8日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第17号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により令和8年3月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。
令和8年2月10日
世田谷区選挙管理委員会
登録を行う日 令和8年3月2日

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第2号
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第31回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。
令和8年2月16日
世田谷区農業委員会会長
穴戸幸男

- 開催日時 令和8年2月27日(金)
午後4時
- 開催場所 三茶しゃれなあとホール
6階 スワン・ビーナス
- 審議事項
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
(3) 第3号議案 その他の事項について